

運転者の採用（安全規則第3条第1項）

無事故・無違反証明書等（自動車安全運転センター）
（過去3年間）

事故あり（※）

事故なし

適性診断

国土交通大臣が指定する機関で受診。
診断の種類に注意
「一般診断」では右記の診断を実施したことにはなりません

事故惹起者の特定診断

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

適齢診断（65才以上）

65才に達した日以降の1年以内に1回と、その後、3年以内ごとに1回

初任診断（過去3年間の受診状況）

受診なし

受診する

受診あり

受診なし

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

指導・監督

国土交通省 告示第1366号に基づき実施する。

過去3年間に緑ナンバーのドライバー経験

経験なし

経験あり

指導・監督なし

＜事故惹起者（※）＞

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

＜適齢者＞

適齢診断受診結果が届いた後1か月以内に実施する。

＜初任者＞

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

事故惹起者の特別教育

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令等
 - ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
 - ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
 - ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ⑤ 危険の予測及び回避
 - ⑥ 安全運転の実技
- ①～⑤までについて合計6時間以上実施すること。

適齢者の特別教育（65才以上の者に限る）

- 適齢診断の結果を踏まえ、
- ① 諸能力の状況を自覚させる
 - ② 加齢による心身機能低下等について実施すること。

初任者の特別教育（過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし）

- ① 一般的な指導及び監督内容12項目を全て実施（積載方法、日常点検、トラックの構造上の特性に関しては、実車を用いて指導）
- ② 実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導

- ① 15時間以上
 - ② 20時間以上
- ⇒合計35時間以上実施

※平成29年3月12日改正（6時間以上→35時間以上）

適齢者の特別教育（65才以上の者に限る）

初任者の特別教育（過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし）

保存期間：資料の添付を含み3年間とする

※ 事故惹起者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（注）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者を事故惹起運転者という。

（注）自動車損害賠償保障法施行令

第5条第2号 次の傷害を受けた者

- イ 脊柱の骨折で背髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腕又は下腕の骨折
- ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第5条第3号 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内臓の破裂
- ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

第5条第4号 11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

題目		改正後の追加内容
○「一般的な指導及び監督の内容」		
①「トラックを運転する場合の心構え」		交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」		規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③「トラックの構造上の特性」		トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④「貨物の正しい積載方法」		軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤「過積載の危険性」		法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」		該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」		－（改正なし）
⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」		注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」		適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」		医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪「健康管理の重要性」		ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】		安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

別紙

上記事項を実施するための期間 ➤ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

- ◆ 一般的な指導及び監督内容を実施
- ◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 ➡ **15時間以上** 現行: 6時間以上 ◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 ➡ **20時間以上** 【新設】
※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導（座学のみ）